

平成27年第3回

北竜町農業委員会総会  
議事録

平成27年 3月25日  
北竜町農業委員会

- 1 開催日時 平成27年 3月25日(水)  
午後4時00分～午後5時05分
- 2 開催場所 すこやかセンター 会議室
- 3 出席委員 (10人)

番 号	氏 名	番 号	氏 名
1番	出 口 宜 伸	6番	中 村 広 治
2番	川 本 和 幸	7番	大 場 信 一
3番	水 谷 茂 樹	8番	川 村 功
4番	善 岡 浩 樹	9番	西 野 利 幸
5番	北 清 裕 邦	10番	橋 本 勝 久

- 4 欠席委員 (0人)

番 号	氏 名	番 号	氏 名

- 5 議事日程

- 第1 議事録署名人の選出
- 第2 会議書記の指名
- 第3 農 政 報 告
- 第4 農業委員会動静報告
- 第5 報告第12号 旧農業者年金老齢年金裁定請求書の進達について
- 第6 報告第13号 新農業者年金老齢年金裁定請求書の進達について
- 第7 報告第14号 農地の合意解約について
- 第8 議案第4号 農地法3条第1項の規定による許可申請について(売買)
- 第9 議案第4号 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第10 その他 第4回農業委員会総会について  
各種会議等について  
その他

参与

産業課長 有 馬 一 志

農業委員会事務局職員等

局 長 續 木 敬 子  
係 長 松 本 雄 大  
主 事 小 野 晃 典

事務局長	<p>定刻となりましたので、只今より平成27年度第3回農業委員会総会を開催いたします。開催にあたりまして橋本会長よりご挨拶願います。</p>
会長	<p>融雪も進みハウス建て等でお忙しいところご苦労様です。私もここ何日間ですっかり顔も変わった感じになっております。春が来て動き出したんだなぁと感じております。</p> <p>農業委員会関係の中で異動があるのか無いのか、つい最近までわからなかったのですが2人の方の異動があります。續木局長、小野主事が異動し、新しく山田局長、中村主事が来るそうです。4月1日で変わるということでご報告をさせていただきたいと思っております。最後、その他の事項で懸案事項があるので皆様に提案したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は10名中10名が出席により、会議規則第6条により総会は成立しております。</p> <p>会議規則第4条により、議長は会長が進めることになっておりますので、以降の議事の進行については橋本会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1</p> <p>議事録署名委員の選出ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>それでは5番北清委員と6番中村委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第2</p> <p>会議書記の指名ですが、事務局職員の續木局長、松本係長、小野主事を指名します。</p>
議長	<p>日程第3</p> <p>農政報告があれば、産業課長よりお願いします。</p>
産業課長	<p>会長の冒頭挨拶と重複致しますが、去る3月20日に本年4月1日付けの人事異動の内示が発令されました。ご承知の方もおられるかと思いますが、この農業委員会につきましては職員の異動がございましたので後ほどお時間をいただきましてそれぞれのご報告とご挨拶のお時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。以上でございます。</p>

議長	<p>日程第4 農業委員会動静報告については、議案の末尾に添付してありますのでお目通し下さい。</p>
議長	<p>本日の予定案件は、報告3件 議案2件 その他です。 直ちに会議案件の審議に入ります。</p>
議長	<p>日程第5 報告第12号「旧農業者年金老齢年金裁定請求の進達について」を上程します。事務局より説明を願います。</p>
小野係員	<p>報告12号「旧農業者年金基金法施行規則第26条の規定に基づき、下記の者に係る老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。 平成27年3月25日</p> <p>番号56 氏名 ○○ ○○ 住所 和○○ ○○ 生年月日 昭和○○年○○月○○日 進達日 平成27年3月11日 加入期間 昭和○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで 235月（内カラ期間 158月）</p>
議長	<p>報告第12号「旧農業者年金老齢年金裁定請求の進達について」質問等ございませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
議長	<p>質疑等がありませんので、報告済みといたします。</p>
議長	<p>日程第6 報告第13号「新農業者年金老齢年金裁定請求書の進達について」上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
松本係長	<p>報告第13号「新農業者年金老齢年金裁定請求書の進達について」農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、下記の者に係る老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。 平成27年3月25日</p> <p>番号85 氏名 ○○ ○○</p>

住 所 碧水◎◎-◎◎  
生年月日 昭和◎◎年◎◎月◎◎日  
進 達 日 平成27年2月24日  
加入期間 平成◎年◎月◎日から平成◎◎年◎◎月◎◎日まで

番号86  
氏 名 ◎◎ ◎◎  
住 所 板谷◎◎  
生年月日 昭和◎◎年◎◎月◎◎日  
進 達 日 平成27年3月2日  
加入期間 平成◎年◎月◎日から平成◎◎年◎◎月◎◎日まで

議 長 報告第13号「新農業者年金老齢年金裁定請求の進達について」  
質問等ございませんか。

委 員 なし

議 長 質疑等がありませんので、報告済みといたします。

議 長 日程第7  
報告第14号「農地の合意解約について」上程いたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局長 報告第14号「農地の合意解約について」農地法第18条第6項の  
規定により合意解約した旨の通知があったので報告する。  
平成27年3月25日

番号1  
貸 主 ◎◎ ◎◎  
借 主 板谷◎◎ ◎◎  
土 地 板谷◎◎  
地 目 田1筆  
面 積 212㎡

貸借は、平成19年3月29日から平成29年3月31日となっ  
ていますが、借り主に売買する為に合意解約いたします。合意解約  
日は、平成27年2月13日です。

番号2  
貸 主 ◎◎ ◎◎  
借 主 板谷◎◎ ◎◎

土地 板谷◎◎  
地目 田2筆  
面積 15,271㎡

貸借は、平成19年3月29日から平成29年3月31日となっておりますが、借り主に売買する為に合意解約いたします。合意解約日は、平成27年2月13日です。

番号3

貸主 三谷◎◎ ◎◎  
借主 谷◎◎ ◎◎  
土地 三谷◎◎  
地目 田 11筆、畑3筆 計14筆  
面積 41,581㎡

貸借は、23年3月25日から平成27年12月31日となっておりますが、借り主に売買する為に合意解約いたします。合意解約日は、平成27年2月13日です。

番号4

貸主 和◎◎ ◎◎  
借主 和◎◎  
土地 和◎◎  
地目 田 8筆、畑3筆 計11筆  
面積 73,340㎡

使用貸借は平成18年12月19日から平成29年12月18日となっておりますが、売買（田からもの）する為に合意解約いたします。合意解約日は、平成27年2月27日です。

議長

報告第14号「農地の合意解約について」質問等ございませんか。

委員

なし

議長

質疑等がありませんので、報告済みといたします

議長

日程第8

議案第5号「農地法3条第1項の規定による許可申請について（売買）」を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案第5号「農地法3条第1項の規定による許可申請について（売買）」農地法3条の規定による、農地の所有権の設定の許可申請のあったものについて、同法3条1項の規定により許可して宜しいか審議

を求める。

平成27年3月25日

番号27-3

売主 ◎◎

借主 ◎◎

当該地 板谷◎◎ほか4筆

地目 畑 5筆

面積 34,865㎡

事由 ひまわりの栽培を通して都市住民との交流、観光誘致を行っているが、安定的に作付面積を確保し、特色のある農村景観を提供するために、所有農地に隣接する畑を観光用ひまわり農園として買い受け活用したい。

別冊横版資料（位置図）を参照ください。この土地は、昨年の総会にて、◎◎◎◎さんから売買した土地に隣接した土地になります。

議長

議案第5号について、質疑等ございませんか。

委員

なし

議長

質疑等ございませんが、議案第5号について承認することとして宜しいでしょうか。

委員

異議なし

議長

議案第5号について承認することに決定しました。

議長

日程第9

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により町より決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。

平成27年3月25日

別冊横版資料（位置図）を参照ください。

番号 27-賃-10

貸主 ◎◎  
借主 ◎◎  
地目 田 9筆、畑2筆  
面積 87,024㎡  
利用権 賃貸借  
期間 平成27年3月26日から平成30年3月25日  
賃借料 ◎◎円  
支払方法 毎年11月30日までに指定口座に振り込む

番号 27-売-2

売主 ◎◎  
買主 ◎◎  
当該地 板谷◎◎  
地目 田 1筆  
面積 212㎡  
利用権 売買  
移転時期 平成◎◎年◎◎月◎◎日  
支払期限 平成◎◎年◎◎月◎◎日  
価格 ◎◎円  
支払方法 平成27年9月30日までに指定口座に振り込む

番号 27-売-3

売主 ◎◎  
買主 ◎◎  
当該地 板谷◎◎ほか  
地目 田 2筆  
面積 15,271㎡  
利用権 売買  
移転時期 平成◎◎年◎◎月◎◎日  
支払期限 平成◎◎年◎◎月◎◎日  
価格 ◎◎円  
支払方法 平成27年9月30日までに指定口座に振り込む

番号 27-売-4

売主 ◎◎  
買主 ◎◎  
当該地 三谷◎◎ほか  
地目 田 8筆、畑4筆  
面積 40,862㎡  
利用権 売買  
移転時期 平成◎◎年◎◎月◎◎日



支払期限 平成○○年○○月○○日  
価 格 ○○円  
支払方法 平成27年9月30日までに指定口座に振り込む

番号27-売-5

売 主 ○○  
買 主 ○○  
当 該 地 和69-1ほか  
地 目 田 7筆、畑2筆  
面 積 40,851㎡  
利 用 権 売買  
移転時期 平成○○年○○月○○日  
支払期限 平成27年11月30日  
価 格 ○○円  
支払方法 平成27年11月30日までに指定口座に振り込む

番号27-売-6

売 主 ○○  
買 主 ○○  
当 該 地 和○○  
地 目 田 1筆  
面 積 6,983㎡  
利 用 権 売買  
移転時期 平成○○年○○月○○日  
支払期限 平成○○年○○月○○日  
価 格 ○○円  
支払方法 平成27年11月30日までに指定口座に振り込む

番号27-売-7

売 主 ○○  
買 主 ○○  
当 該 地 和○○ほか  
地 目 田 6筆、畑3筆  
面 積 63,455㎡  
利 用 権 売買  
移転時期 平成○○年○○月○○日  
支払期限 平成○○年○○月○○日  
価 格 ○○円  
支払方法 平成27年11月30日までに指定口座に振り込む

番号27-売-8

売 主 ○○

買主 ◎◎  
当該地 板谷◎◎  
地目 田 1筆  
面積 8,598㎡  
利用権 売買  
移転時期 平成◎◎年◎◎月◎◎日  
支払期限 平成27年11月30日  
価格 ◎◎円  
支払方法 平成27年11月30日までに指定口座に振り込む

番号27-売-10

売主 ◎◎  
買主 ◎◎  
当該地 竜西◎◎ほか  
地目 田 7筆、畑2筆  
面積 47,276㎡  
利用権 売買  
移転時期 平成27年3月26日  
支払期限 平成27年11月30日  
価格 ◎◎円  
支払方法 平成27年11月30日までに指定口座に振り込む

議長 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」質疑等ございませんか。

委員 なし

議長 質疑等ございませんが、議案第6号について承認することとして宜しいでしょうか。

委員 異議なし

議長 「その他」について事務局より説明願います。

事務局長 その他事項ですが、次の第4回総会を4月24日（金曜日）午後6時00分よりこの場所で開催予定しております。

議長 次の総会の日程ですが4月24日（水曜日）午後6時00分から開催で宜しいでしょうか。

委員	異議なし
議長	次の総会を4月24日に開催します。 「各種会議等について」説明を願います。
事務局長	その他会議を説明します。空知農業委員会連合会通常総会並びに地区別会長、事務局長会議が4月8日（水曜日）に岩見沢市で開催されます。
議長	他に、みなさんから何かありませんか、無ければ私から皆さんに提案というか話があるのですが、農地の異動についてですが、あっせん協議について、今回の議案を見ていただいただけでもわかるのですが、農地のあっせん状況が営農組合内だけでは納まらないで、他の営農組合まで波及していくとう状態であれば、なかなかあっせんが難しい部分があります。端的に言えば、「田からもの」が和地区に来て買うとか、これが別に悪いとか言うことではないのですが、以前にありました件についても他の営農組脚の方に売買が及んでいるとかと言うことが1点でございます。もう一つは、いま営農組合が合併等が進んでおりましたその地域の昔からのあっせんの形というのがありまして先輩方からのあっせん準拠を見ながら同じようなことでやってきても営農組合等で合併した中ではなかなかそれがうまくわかってもらえなかった事が、都度あるような事を聞いております。そんなことで、あっせん等がスムーズにおこなってゆくかということなんですが、状況がどんどん変わってきていますので自分たちのとこだけということにはならない部分がでてきておりますので、今まで農業委員会の方から農地のあっせんについては地域に戻って、営農組合と話をされていくのと思いますが、営農組合を通り越したあっせんがあった場合には、各営農組合長にその旨伝達をしてきてはどうだろうか？そうすることで、農業委員さんの相談がしやすいようなことになるのではないかと思います、いかがでしょうか？
水谷代理	具体的にどうゆうことですか
会長	あっせんがでてきた時に各営農組合長に文書等でお知らせする。当然農業委員さんも営農組合さんと連絡は取って進めると思うのですが…。営農組合を通り越して、別の営農組合でいくようなときに当該の農業委員さんがいるところには、その話が伝わってきますが、そうでないところでは聞いていなかったというような話がでてくるものですから、なるべくそうゆう事を無くす為にはその方が良いのではないかと…。必要がないというのであれば、今までのとおりで。
水谷委員	全ての営農組合ということになるのか？

会 長	出した方が良くのではないかと思います。自分たち所だけでは納めきれないような状態になってきているものですから…。
川村委員	全町あっせんって形で行くわけではないんだよね？
会 長	全町あっせんという形であれば、それは問題が無いんだろうけどね。その地域その地域考え方とかパターンとかやってきたことである程度進めていって、なるべく公平感があるとか、育てなきゃならないところにある程度もって行かなきゃならないとか、いろんな事考えながら土地を売ったり貸したりしているんだと思うんだけど、ただこうゆう声も出てきているということもあるんで、もう少しこうゆう形でやってきて、齟齬があるなら考えるという形でゆくといいことで、問題提起ということにさせてください。
水谷委員	取りあえず、すぐ判断できません。
会 長	<p>人・農地プランなんかで、地域の色々な事が出る者と残る者で色々な将来像を作る中では、またあっちからこっちからっていうのも中々難しいこともあるのかと、事務局と話して皆さんに提案してみようかと話をしていたんです。そうゆう話があるということでしばらくは進んでみていいですか？地域を超えるということがあると思うので、よろしくお願いします。</p> <p>以上、他に皆さんからありませんか、無ければ産業課長からお願いします。</p>
産業課長	先ほど農政報告で申し上げたところですが、役場の人事異動について報告したいと思います。まず、續木局長ですが会計管理者兼出納室長に、変わって山田英喜出納室長が事務局長になります。また、小野主事が住民課国保医療係に、変わって社会教育係の中村主事が係に配属されます。異動となります兩名に挨拶いただきたいと思います。
事務局長	「挨拶」
小野主事	「挨拶」
会長	では、以上を持ちまして第3回農業委員会総会を終了します。

議 長

---

議事録署名委員

5 番

---

6 番

---